

マニュアル改正内容

1 「2-4-2 変動後の実勢価格の決定方法について」(P13~14)

【改正内容：下記図の差替および補足説明の追加】

時期	6月	7月	8月	9月
資料調達 (ひも付き)	契約 (価格決定)		現場搬入	
資材調達 (店売り)		契約 (価格決定)	現場搬入	
価格調査 の流れ	調査期間		8月号	
県実施設計単価 改定の流れ				県9/1実単

- ・ 県実施設計単価は、実単適用月の前月号の物価資料を根拠としていることから、変動後の実勢価格は翌月の実施設計単価を用いることとする。
- ・ なお、当該月の翌月に実施設計単価を改定していない場合は、現場搬入月の物価資料により単価を設定する。

【改正内容：下記表の差替】 鋼材類の価格決定(長野県の場合)

価格採用順	設計時点での価格決定方法	スライド単価の決定方法
1	長野県実施設計単価による場合	当該月翌月の実施設計単価により単価を設定する。 当該翌月に実施設計単価が改定されていない場合は、価格採用順2とする。
2	物価資料に掲載がある場合	当該月の物価資料により単価を設定する。
3	特別調査(半年毎、臨時調査)による場合	現段階において、過去の価格を調査することや見積りを収集することが困難であるため、個別の実取引価格を実勢価格とすることを原則とする。
4	見積による場合	実取引価格の価格精度を行うため、必要に応じて類似品目資材の価格比較(アップ率)や調査機関への問合せ等を行い、実取引価格の妥当性を確認し、実勢価格とする。

2 「4-4-2 変動後の実勢価格の決定方法」(P30~31)

【改定内容：下記表の差し替え】
独自4資材の価格決定(長野県の場合)

価格採用順		設計時点での価格決定方法	スライド単価の決定方法
As類セメント	As合材生コン		
1		長野県実施設計単価による場合	当該翌月の実施設計単価により単価を設定する(例:8月搬入した場合は9月1日実単)。当該翌月に実施設計単価が改定されていない場合は、価格採用順2とする。
2	(1)	物価資料に掲載がある場合	当該月の物価資料により単価を設定する。
3	1 (2)	特別調査(半年毎、臨時調査)による場合	<ul style="list-style-type: none"> 現段階において、過去の価格を調査することや見積りを収集することが困難であるため、個別の実取引価格を実勢価格とすることを原則とする。 As合材、生コンについては、近い将来実施設計単価改定が見込まれるなど、市況調査を十分に行った上で判断する。 実取引価格の価格精度を行うため、必要に応じて類似品目資材の価格比較(アップ率)や調査機関への問合せ等を行い、実取引価格の妥当性を確認し、実勢価格とする。
4	2 (3)	見積による場合	